

袖ヶ浦市社会体育施設評価基準

選定基準	審査項目	配点	
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105
	イ 利用者の増加を図るための具体的な手法	9	
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31	
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20	
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25	
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30	
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40	
	エ 類似施設の運営実績	10	
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110
	イ 危機管理	20	
	ウ 再委託の管理	10	
	エ 地域経済の活性化	30	
	オ 本・支店の所在	10	
	カ 市内業者の育成	20	
	キ その他の評価項目	10	
合 計		345	345